

令和 8 年
最上広域市町村圏事務組合議会
3 月 定 例 会 会 議 録

最上広域市町村圏事務組合
議会事務局

組合議会 3 月定例会会議録

招集年月日 令和 8 年 3 月 2 4 日（火曜日）

招集の場所 最上広域市町村圏事務組合 消防本部

開 会 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 5 6 分

1. 出席議員

1 番 佐 藤 卓 也
2 番 斎 藤 好 彦
3 番 土 田 太
4 番 奥 山 謙 三
5 番 荒 木 三智郎
6 番 小 嶋 富 弥
7 番 佐 藤 成 子
8 番 寒河江 宏 一
9 番 栗 田 保 則
1 0 番 小 野 宏
1 1 番 高 橋 秀 則
1 2 番 伊 藤 一 雄
1 3 番 佐 藤 正 市
1 4 番 柿 崎 英 矢
1 5 番 早 坂 民 奈
1 6 番 佐 藤 勝
1 7 番 坂 本 健太郎
1 8 番 鈴 木 啓 太

2. 会議録署名議員

8 番 寒河江 宏 一
1 7 番 坂 本 健太郎

3. 出席要求による出席者職氏名

理事長	山 科 朝 則
理事	高 橋 重 美
理事	加 藤 正 美
理事	森 富 広
理事	新 田 隆 治

理事	佐 藤 英 司
理事	加 藤 文 明
教育長	津 田 浩
監査委員	須 田 泰 博
事務局長兼業務課長	佐 藤 和 弥
消防長	奥 山 敏 明
消防次長兼消防署長	結 城 修 悦
総務課長兼会計管理者	叶 内 敏 彦
消防庁舎建設準備室長	早 坂 敏
教育研究センター所長	高 橋 研
業務課長補佐	渡 邊 充 広
総務課長補佐	伊 藤 裕 嗣

4. 欠席者

副理事長	元 木 洋 介
------	---------

5. 事務局出席者職氏名

議会事務局長（兼）	佐 藤 和 弥
議会事務局局長補佐（兼）	伊 藤 裕 嗣
議会事務局主任	小 田 嶋 藍

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	理事長の行政報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 3 号 令和 7 年度最上広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 6	議案第 4 号 令和 8 年度最上広域市町村圏事務組合一般会計予算
日程第 7	議案第 5 号 令和 8 年度最上広域市町村圏事務組合最上広域ふるさと 市町村圏事業特別会計予算
日程第 8	議案第 6 号 最上広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命について
日程第 9	議案第 7 号 最上広域市町村圏事務組合分担金条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 10	議案第 8 号 最上広域市町村圏事務組合課設置条例の一部を改正する 条例の制定について

日程第 1 1 議案第 9 号 最上広域市町村圏事務組合総合開発センター設置条例を
廃止する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 1 0 号 最上広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 1 1 号 最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 1 2 号 最上広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正す
る条例の制定について

佐藤卓也議長 皆様ご多忙のところ大変ご苦労様でございます。ただ今の出席議員は、18
名。全員出席であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年組合議
会3月定例会を開会いたします。議事に入ります前に、元木副理事長が欠席されて
おりますことをご報告いたします。本日の会議はお手元に配付してあります議事
日程により進めます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議
員は会議規則第88条の規定により本職において、8番寒河江宏一議員、17番坂
本健太郎議員の両名を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長寒河江宏一議員。

寒河江宏一議員 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果についてご報告い
たします。去る、3月17日午前10時から最上広域消防庁舎会議室において議会
運営委員7名出席のもと、執行部から事務局長及び関係課長等の出席を求め、議会
運営委員会を開催し本日招集されました令和8年3月定例会の運営について協議
をいたしました。初めに、執行部から招集日を含め、提出案件等について説明を受
け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております、令和8
年3月定例会議会日程のとおり、本日3月24日、1日限りといたしました。また、
日程につきましても配付の議事日程のとおりといたしました。また、定例会であり
ますので、一般質問をお受けしましたところ、通告者は坂本健太郎議員、鈴木啓太
議員の2名でありました。なお、時間は答弁を含めまして40分でありますので、
ご協力の方よりしく願いいたします。このたび提出されます案件は、議案10件
であります。案件の取扱いにつきましては、提案説明をいただき、本会議において
審議をお願いいたします。以上、議会運営委員会における協議の経過と結果の報告
といたします。よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告が
ありましたとおり、本日3月24日、1日にしたいと思います。これにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、3月24日、本日1日と決まし

た。日程第3、理事長の行政報告をお願いします。山科理事長。

山科朝則理事長 議員の皆様には年度末のお忙しいなか、本組合の3月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。3点につきましてご報告申し上げます。

1点目は、本日午前中に開催されました、新消防庁舎竣工式典にあたりまして、広域議員の皆様をはじめ、多くの関係者のご臨席を賜り、お陰様を持ちましてつつがなく式典を滞りなく行うことができました。また、こうして新消防庁舎におきまして、初の広域議会が開催されますことを、皆様とともにお慶び申し上げますと共に、皆様も記念すべき第1回目の議会でございますので、重く受け止めていただきながら、議会を進めていただけるようお願い申し上げます。

次に、ゆめりあの鉄道ギャラリーについてであります。本組合との協定に基づき、神室産業高校の生徒の皆さんが作成に取り組んでいただいた、もがみのジオラマ舟形町編の完成お披露目会が2月21日に開催されたところであります。当日は、作成に関わった生徒の皆さん、ご協力いただいた方々をお招きし、ジオラマ完成のお祝いをするとともに、生徒による研究発表会も行われ、来場された皆様から好評をいただいたところでございます。今回で8市町村のジオラマが全て完成いたしました。今後も多くの皆様からご協力いただきながら、引き続き賑わいの創出に努めてまいりたいと考えております。

3点目は、職員の人事異動についてであります。本議会終了後に理事会を開催し、その後に、職員に内示を行う予定としております。並行して報道機関にも公表いたしますが、新聞社への原稿提出は新庄市と同日の3月25日に行う予定としておりますのでご承知おきいただきたいと思います。以上、本日の3月定例会にあたり報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 日程第4、一般質問を行います。本定例会の一般質問通告者は2名であります。質問内容は、配布しております一般質問通告表のとおりであります。質問時間は、答弁を含めて1人40分以内といたします。それでは、17番坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 3月定例会、1番目に質問いたします。議席番号17番の坂本健太郎です。新しい議場で最初の一般質問をさせていただくこと光栄に思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。私からは、最上広域市町村圏事務組合における、施設管理費の今後の見通しというところでご質問させていただきたいと思っております。近年、広域事務組合においては、新消防庁舎の供用開始や、広域交流センターの大規模改修、旧消防庁舎の一部取り壊しなど施設管理を巡り、重要な局面を迎えていると思っております。人口減少が進行する中で、施設整備は建てて終わりではなく、維持管理費更新費も含めた、長期的な財政見通しの下で進める必要があると思っております。それらを踏まえ、以下の点についてご質問をいたします。1、新消防庁舎のランニングコストである光熱水費は令和6年度と令和8年度の見込みを比べた場合2倍以上に増加予定するということです。その要因分析及び維持管理費への負担増にかかるご認識について伺います。2つ目に、広域交流センターの施設、

ゆめりあですけれども、五ヵ年財政計画に計上された令和10年度から始まる大規模改修事業の財源の内訳及び公債費負担の見込みについてどのようになっているでしょうか。3番目に旧消防庁舎及び旧事務組合庁舎の解体売却等について、どのような方針なのか今後のスケジュールなどについてお聞きできればと思います。以上3点よろしくお願いします。

佐藤卓也議長 山科理事長。

山科朝則理事長 それでは、坂本議員のご質問にお答えします。初めに、新消防庁舎の光熱水費が旧庁舎との比較で増高する見込みとしている点についてであります。大きく分けて3つの要因があります。1つ目は、施設規模の拡大と全館空調導入であります。新消防庁舎の床面積は旧庁舎の約2.8倍であり、全館空調を導入しております。2つ目は旧消防庁舎での電気、ガス、灯油を電気に集約した熱源転換を行っております。3つ目は令和8年度予算積算にあたり施設機能をフルに使用した場合を想定し、1階の消防庁舎と2階の指令センターは24時間、2階の消防本部、事務局などは8時間の電気使用を積算しております。次に、維持管理費の負担増に対する認識についてであります。光熱水費は広域防災拠点の高度化に伴う必要なコストであります。公費負担を最小限に留める事は当然の責務であります。各居室、廊下などの利用実態に合わせた運用を徹底しコストの削減を講じて参ります。今後、開庁後の運用実績を分析し、防災拠点の機能保持と効率的な予算執行を両立して参ります。

続きまして、2点目の最上広域交流センター大規模改修工事改修事業費についてであります。初めに事業費の内訳としまして、令和9年度空調設備改修工事基本実施設計業務委託に2,788万円程、令和10年度空調設備改修工事に1億159万円、令和11年度屋根の雨漏り工事に1億3,134万円を見込んでおります。財源といたしましては、補助率が2分の1となる、地域未来交付金の活用と交付税措置のある有利な起債も検討し、分担金の削減に努めて参ります。

最後に、3点目の旧消防庁舎及び旧事務組合庁舎の解体売却等に関する方針及び今後のスケジュールについてであります。旧消防庁舎については新庄市に令和8年4月から消防庁舎本部車庫、第2車庫を無償貸与することとし、その他、活用予定のない訓練棟など一部施設については令和9年度に解体することとしております。また、旧事務組合庁舎は旧消防庁舎同様に令和8年4月から当面の間、最上地区広域連合に無償貸与することとしております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 ご回答ありがとうございます。再質問させていただきたいと思います。新消防庁舎のランニングコストというところで、規模も2倍以上ということで、広さも大きくなっていますし、全館空調ということで、それも更にマックスの使用状況というところで2倍以上の増加というところをまずは積算されていたというご回答だったと思います。あとは高度化に伴う必要な経費だということというお答

えでした。ただ、2倍以上というところで、実際には積算いただいたんですけれども令和6年の実績が1,232万4,161円実績値として、令和8年度の予算が3,120万1,376円というところで、約2.5倍の積算になっております。2千万円近い増加というところで、決して高くはない額だと思っています。これがランニングコストでありますので、仮に10年といえど2億円近いお金というところを考えますと、このランニングコストが必要だということでのご回答だったんですけれども、実際どのように各市町村の負担というところにも掛かってくるんですけれども、そこは織り込み済みだということで、そこも吸収できるというところの認識でしょうか。

佐藤卓也議長 早坂消防庁舎建設準備室室長。

早坂敏消防庁舎建設準備室室長 それではお答えします。令和8年度の積算につきましては、やはり新庁舎、旧庁舎との構造や断熱性能導入設備が全く異なるため、また新庁舎ということで過去の実績の数値というものがございません。それで、コンサルタントの方には上限の目安ということで消防署の部分に関しては24時間、あとは事務局、本部の方は1日8時間計算で算出してもらっております。その中で実際のどのくらい削減できるかといいますと、署の場合でも空調設備が、廊下とか車庫とかいろんな所についておりますけれども、その辺は通常は付けないようにしておりますし、実際のやはり昔の過去の実績値がないために、どれくらい削減できるか、あくまでも上限の目安で来年の積算の方を予定をしておりますので、その中で高断熱、庁舎におきましては高断熱、効率的な空調システム、あとは照明に関してはLEDも使用しておりますので、それでだいぶ削減は可能かと思っております。ただ積算の方は一応上限の方でさせていただいたというふうな内容になっております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 先程の竣工式での庁舎概要のところでも、LEDとか、あとは太陽光発電とか、あとはその高断熱というかそういうところで、ランニングコストのそういうところの経費を削減するよう図っているというところもありましたので、そういうところを考えて、この庁舎を建てられたというのは理解はしたんですけれども、ただ、その上限をその目安にという先程の言葉の中で、この上限がというか光熱水費のために庁舎を狭くしようとかっていうのはそれはないので、基本的にはどういう機能が必要で、どういう広さが必要で、どういう快適さが必要でということからまず入っていかなければ、ちょっとそこは本末転倒になるので、そこはこの広さが必要だったというのは分かります。ただ、実際それが機能が必要で、ここは全館暖房でLEDもしたけども結果としてこのくらいのランニングコストが掛かりますというものは、それは最初から分かっていたことだったでしょうか。

佐藤卓也議長 早坂消防庁舎建設準備室室長。

早坂敏消防庁舎建設準備室室長 一応、空調の方は廊下とかその他車庫とかも付いてます

けども、通常だと車庫とかも署の部分ですので24時間で計算しておりますけれども、実際車庫を使うのは冬場の災害出動した場合に、車庫を暖めるのではなくて、ポンプの機能を、要するにどうしても冬場というのはポンプ構造的にもあまりにも氷点下になってしまうと凍ってしまって、実際現場の方で使えないとか、実際凍ったことも前にはありますので、そういうときに使ったときに、あくまでもポンプの維持機能するために車庫とかにも一応付けております。ですけども、通常の冬の場合でも通常は車庫の方は付けておりません。例えば、先程指令センターの方もご覧になっていただいたと思いますけども、指令センターの方で防火戸が付きまして、庁舎半分側の方は、こちらは災害対策室、普段はそちらの方は人が入らない部分ですので、そこは照明も空調も今のところはずっと消しております。空調の全館ある部屋もありますけれども、そこら辺は今から節電というか、通常は使わないで、例えば夏場、冬場どうしても体に負担が来る時期に、そのときに署員の体調管理ということで、そういうふうな名目でこう、少しずつ臨機応変に使用していきたいと、このように思っております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 はい、分かりました。隊員の皆さん、あとは職員の皆さんが快適にまず、業務ができるというのが、そこが出発点だと思いますので、私も言っていて矛盾するんですけども、過度な節約で支障が出ないように、そこは調整して令和8年度は、まずは実績値が出てくるとは思いますので、そこについてはまたあとの決算などで話がいくのかなと思います。ただ、もう1点なんですけれども、このランニングコスト、庁舎も建ってのその部分が各市町村の負担金というところに、そこは跳ね返ってくる部分ではあるんですけども、その辺の影響というものはないということで考えてよろしいのでしょうか。吸収できるというところを伺っているんですけどもいかがでしょうか。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 分担金につきましてご回答させていただきたいと思います。先程の6年度の実績値と令和8年度の予算の比較ということでご説明いただいたんですけども、6年度を補足で説明させていただきますと、6年度は国の補助金が7月ぐらい入ってまして、実績値の方が少し低く出ているという事をご理解していただければと思います。分担金につきましては1千万円程度増えることとなりますけども、そちらの部分につきましては消防機能の強化、維持ということでご理解いただければと考えております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 今のを要約すると、様々なお金は入っているんですけども、令和8年度以降の予算についてはご理解くださいというご回答だったと思うんですけども、やはり、消防の高度化というところは、やはり時代に合った安心安全を確保するためにということで、別に負担金が増えたからそこを削ってというのは、そこを申

すところはないんですけども、ただそこも織り込んで高度化というところ、安心安全を高めるということも織り込んでそこは経費増えていくんですということをちゃんと説明していただければ納得できるところは各議員も納得するのかなと思いますので、説明責任、どのぐらい増えて、どういうところでそれが高度化に繋がっていくのかというのを説明はどうぞよろしくお願いします。続きまして、広域交流センターの大規模改修のところですよ。ゆめりあと言った方が早いと思うんですけども、今回大雪が降って連絡通路のところを見られた方も多いと思うんですけども、大変な雨漏りをしておりまして、なかなか大規模な雨漏りだったなというのが個人的な感想です。やはり、通路をよくゆめりあを利用されている方々からも最上地域の玄関口なので、ちょっとその姿がずっとあるというのは、旅行されてきた方、こちらにお出でくださった方が、どう見られるんだろうなというご感想を言う方もおりました。もう工事もされているということで、だいぶ止まったということで認識もしております。そのようなところもあってですね、先程の質問のご回答だと、9年度から空調の設計業務から入りまして、10年、11年と屋根、空調というところで1億円以上掛けて大規模改修始まるというご回答でした。ただ、今回のような雨漏りとか、やはり年数が経ってますので、いつどこでどういう、そういう被害といたしますか、改修が必要になるかというのは、待ったなしの古くなっているというところでは必要なのかなと思います。やはり、ここでも申し上げるのが、計画的にというところで令和9年度から始まると思うんですけども、その辺のその年度になったときに構成市町村への影響ということで、先程2分の1の交付金、色んなものを、外からの資金を使って工夫していくというご回答でしたけれども、影響というものは、どのような財政的な影響が出るのかシュミレーションしているのか教えていただければと思います。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 屋根につきましては、経年劣化、防水機能の低下がみられまして、施設内で雨漏り発生しているような状況でございます。専門業者の方にも点検していただきながら、このまま放置すると躯体とかにも影響及ぼすのではないかとということで五カ年の方で大規模な改修の方を計画させていただいております。財源につきましては五カ年の方でも2分の1の金額の分を入れさせていただきまして、各市町村の分担金の方に影響を与えないような形で進めさせていただければと考えております。起債につきましても、充当率90%の起債の方を検討して参りますので、各市町村の分担金に平準化した形で進めさせていただければと考えております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 はい、ありがとうございます。大きな改修がある中でも有利な起債とか交付金を使って市町村の負担金の方は更に平準化をしていって、年度で大きな負担がないようにというそういうご回答でよろしかったですか。はい、分かりましたあ

りがとうございます。やはり、最初に申し上げたとおり、建てた後どのようにそれを管理していくかというのが一番、それぞれの市町村の法的な施設管理、一番建てたものがどうするかというのはそれぞれの市町村の一番頭を悩ませるところだと思いますので、広域のこの施設においても同じだと思います。それが負担金によって回収等されている状況ですのでそれがこの年度でいきなり多くなったとかではなくて、五ヵ年計画の中で、もしくはそれ以降平準化して、そんなに大きく年度で変わることが無いようこれからもよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。最後なんですけれども、3番目旧庁舎の解体売却等についてということでご質問させていただきました。新しい庁舎をこのように建てて本当に素晴らしいことだと思います。2つが1つになったので、今は2つ残っているという状況です。先程旧消防庁舎については新庄市への無償譲渡と、一部取り壊しというご説明もございました。事務組合庁舎につきましては広域の連合さんへお貸しするというご回答ありました。ただ、残っているというのもコストになると考えております。無償譲渡したから、利用されているからいいという訳ではなくて、やはりあのいついつまでに解体をしていかないと、解体コストが毎年上がっているという状況の中でその辺はしっかりこれからの先行きを見据えてどのようにするかというのを考えていかなければいけないと思っておりますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 普通財産の管理の件ですが、旧消防庁舎の方も譲渡ではなくて貸与、無償貸与ということで話を進めさせていただいております。ランニングコストにつきましては活用していただく団体様の方に維持管理も含めて一切の経費の方をご負担していただくということで話になっております。よろしくお願いします。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 はい。貸与ということで訂正させていただきます。維持管理の方もそこを使う方々に負担してもらうというところで、そこは理解しました。最後の方のどういうふうにそれを、最終的には更地になるという考えなのかそれとも貸与が終わるまでずっとそのままなのか、そのときになって考えるのかというところはどのようにお考えなのでしょう。更地にするというか、解体するというのが先にあってそれを延ばすことによってコストが上がっていく懸念があるのではないかとこの質問をしているので、そこについてお答えいただければと思います。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 普通財産の貸与につきましては当面の間ということで新庄市、連合さんの方で申し入れございまして当面の間活用するというご意向で期間の方はまだ決定しておりませんので解体の方向もまだ決定はしていないということでご理解をお願いいたします。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 消防庁舎の方は分かりました。当面の期間というところなんですけど、事務組合の方は解体工事費というのが五ヵ年計画の12年度に入っていたようなんですけれども、そこはどのような整理なのでしょう。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 五ヵ年では、以降ということで記載させておりましたので、申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 すみません、以降というのがどういう意味なのかちょっと分からなかったんですけれども、令和8年度から五ヵ年財政計画の中の5ページなんですけれども12年度の旧庁舎解体工事請負費ということで旧庁舎解体というのは、前の広域事務組合のというところと理解していたんですけれども、もう少し詳しくすみませんお願いします。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 従前の五ヵ年計画の方で、活用見込ないということで解体の方向性でありましたけれども、連合さんの方が当面の間活用するというので、12年度以降ということでの整理させていただいております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 理解しました。連合さんが借りないという前提で、その場合は12年度に解体する予定だったと、1億6,100万円という予算が予定なので計画書にはあったんですけれども、連合さんが借りることになってここはまずは、そのときには解体しないという理解でよろしいですか。はい。更にそのこの時点では、1億6千万円という解体費用で賄えたという前提なんですけれども、これが延びた場合に、解体費用が更に増すのではないかとという心配がございます。それに対してはどのように認識されておりますでしょうか。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 解体費用につきましては高額な金額になりますので、分担金の平準化ということもありますので、基金の積立など活用しながら、そういった手法も取りながら分担金の平準化に努めていきたいと考えております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 この問題についてはあまりこの場でやり取りしてもあまり建設的ではないかなと思うんですけれども、ただ、私の心配事として12年度に予定していたものが、当面はというところで12年度は無くなって更にその先になったときに増えているのであればその増えた分は、平準化を目指して有利な起債なりその他の財源でやるという今のお答えは、増える可能性がある、増えた場合にはというご回答だったと思うので、もし可能であればやはりいついつまでに、この施設は解体しますよというそういう計画でないと、いつまでたってもその使う、経年劣化していく、壊すときには多額の費用がまた更に掛かっていくというその循環になるの

ではないかなと心配するんですが、その辺についてはどのような認識されますか。
佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 解体費につきましては、最近物価高騰等ありまして年々上昇している状況というのは認識しております。解体については、連合さんの活用の見込みが無くなった時点でご判断させていただければと考えております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 令和8年度から12年度で約4年間、それ以上使うということであればやはり組合の方から、連合さんの方と話し合いをしていただき、やはり居ていただくことによって増えるコスト、別のところに行って解体した方が済むコスト、その辺の計算をしていただいて交渉していただければと思います。質問は以上になります。

佐藤卓也議長 続きまして、18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 よろしく願いいたします。本日2番目に質問させていただきます、議席番号18番鈴木啓太です。よろしくお願いします。私からは1点、相談窓口の運用について質問させていただきます。ハラスメントの再発防止策の一環としてハラスメント等相談窓口が設置され、現在運用されています。令和7年10月の一般質問において、制度運用していく中で不具合があれば改善を検討していくことも必要であるというふうにお考えを示されているところであります。実際にこれまで運用を重ねる中で、見えてきた検討課題などもあるものと思いますが、現時点において運用上課題として認識している点があるか伺いいたします。また、課題があるとするばどのような視点で整理し、どのように改善を図っていくのかお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

佐藤卓也議長 山科理事長。

山科朝則理事長 それでは鈴木議員のご質問にお答えします。ハラスメント等相談窓口の設置・運用につきましては、職場環境の改善と再発防止の観点から非常に重要な取組として認識しております。ご質問いただいた運用上の課題についてでございますが、現時点において運用上の課題として認識しているものはございません。相談窓口は設置することが目的ではなく、職員が安心して働ける環境を確保することを目的としております。今後も最上広域市町村圏事務組合職員ハラスメント防止に関する要綱及び総務省消防庁監修のハラスメント等担当者の為のハンドブックに準じた運用の徹底を図って参ります。職員はこの地域の安全・安心を守る要となりますので、職員が安心して働ける環境づくりに向けて定期的に研修を実施し、職員1人1人の意識を高めながら良好な職場環境を構築し、地域全体の安心安全に繋げて参りたいと考えております。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 これまで運用して来た中で現状としては特に課題感はないというふうなお話をいただきまして、設置することが目的ではなく安心して職員が働ける環境

を作っていくのが目的だということで、その点について私も同感でありまして、まずは相談する職員が心配事があれば安心して声を上げられる、そういう環境を作っていくことが大切なことなんだなというふうに思っております。その中でハラスメント対応フローお示しされていると思いますが、私自身十分に理解しきれていない部分もありますので今回のフロー図に基づいて色々運用面について、再質問の方させていただきたいなと思っております。まず1点目なのですが、以前10月の一般質問において外部窓口について質問させていただきました。外部に相談をしたとしても内部で集約されてしまうという点が相談する人の安心感という観点から、心配ではないかなというところで、ご指摘というかご提案させていただいたんですけれども、この点についてはあれから何か検討とかそういったところされたのか、経過などお聞かせいただければと思います。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 お答えいたします。あれから全職員に対してハラスメント対策について、何か意見のある者がいれば募りますということで、各所属長から面談を実施してもらいました。その経過としましては何も特段出て来なかったということでありまして、それが不安に繋がっているものとは現在は認識はしてございません。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 まずは職員に対して面談をしていただきまして、相談される職員に対する配慮という部分でしていただきましてありがとうございます。その上で特段そういった意見がないということで、心配すべき点がないということで先程の理事長の課題感という部分に繋がってきたのかなと今確認したところであります。そういった聞き取りの上で現状ない部分はあるかもしれないんですけれども、フロー図を見た限りで疑問点がまだ残っておりまして、相談者が相談をして必要に応じて理事会に報告されると思うんですけれども、その際に理事会から懲戒処分審査会、苦情処理委員会、苦情相談窓口それぞれに指示をするようなフロー図になっております。こちらの振り分けというか各セッションごとに指示するにあたって、それぞれではどういう事項を協議するのか、対応する場所なのかそういった点についてお伺いしたいと思います。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 お答えいたします。懲戒処分審査会につきましては理事会において、この案件は懲戒処分が必要であろうという判断が下され、それに伴ってその処分の重軽について審査をされる場所だと思われま。苦情処理委員会については、苦情相談窓口において審議をした結果ですね、なかなかこれは我々では判断が付かない、色々外部の皆さんからもご意見をいただきながら、処理しなければならないといった案件を持っていく場所が苦情処理委員会だという認識でおります。最後の苦情相談窓口については、理事会においてこれはもう1度苦情相談窓口においてしっかりと話を揉みなさいという指示を受けて、再度検討を行うというフローの流れ

れと認識しております。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 それぞれのケースごとのお話しありがとうございます。懲戒処分審査会についてその割合的にハラスメントに該当する確率が高くて、苦情処理委員会についてはちょっと判断が難しい部分、そして苦情相談窓口というのがそういうケースになりにくいのではないかという、そういうレベルに応じた役割を果たしているというふうなことで確認させていただきました。この苦情処理委員会に置いてですけれども、必要に応じて有識者を入れますというふうに書いてあります。ご回答の中でも外部の判断を仰ぐ必要があるであろうケースというお話しもありましたが、この有識者というのはどういった方を想定されての、有識者なのか確認させてください。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 お答えいたします。苦情処理委員会に入っていただきます有識者としては、現在顧問契約を結んでおります弁護士さんの方を、まず原則は想定しております。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 まず原則としては、弁護士をこの有識者というふうに想定されているということでしたが、もちろんその法律的な判断が必要な部分も多々あると思いますので有識者外部の方の知見をお借りするのは大切なことだと思っております。その場合ですけれども、どういう依頼の手続き、今顧問契約結んでいるということでしたがどういうふうな手続きで入っていただいて、入っていただいた後、会ではどういう立ち位置というか位置付けを、どういうふうな手続きとか依頼のプロセスを踏んで入ってもらうのかお伺いしたいです。必要に応じてとあるのでどういう段階で判断されるのかなというところでお伺いしたいと思います。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 どういったプロセスということですが、苦情処理委員会に入ってから改めて依頼するというような意味合いではございません。苦情相談窓口の方に相談が来た段階で事案によっては弁護士さんに相談することもありますし、あとは県の市町村職員共済組合の方で依頼をしております社労士さんの方に相談をすることもございます。その上で相談を重ねていった上で、最終的にこちらは弁護士さんの方にしっかりと依頼をしながら判断を仰ごうというところになりますので、苦情処理委員会をやりますから弁護士さんに依頼しますというプロセスではないかと思えます。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 そうすると、苦情相談があった段階で弁護士さんがいらっしゃるというような認識で、はい。ありがとうございます。窓口の時点でもう弁護士さんがいらっしゃるので、基本的には弁護士さんもこの苦情処理委員会には参加されるという

ような認識でよろしいですか。はい、分かりました。ありがとうございます。ちょっと有識者で引っかかったところとして、フロー図の外部窓口のところには有識者ということで須田監査委員とありまして、同じ有識者でしたので、ここの有識者がどういう方を指すのかを確認させていただきたいということで、お伺いいたしましたが、こちらの有識者については上部の須田監査委員と今おっしゃってた弁護士とかとは、また別ということではよろしいでしょうか。お伺いします。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 ただ今議員がおっしゃったとおりでございます。

佐藤卓也議長 １８番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 ありがとうございます。職員の方に対しては心配ないということでしたが、是非このフロー図見直すことがあればそういったところもより分かりやすいような形で改善していただければなと思っておりますが、今そういうふうな形で苦情処理委員会で曖昧なものは有識者の意見を聞いて判断するというで仮になんですけども、ハラスメント事案に該当するというふうに判断された場合のことについてお伺いしたいと思います。ハラスメントに該当した場合、懲戒処分とかそういったところに関係してくると思うんですけども、基準とか公表の方針についてはどのように整理されているのかお伺いしたいと思います。併せて議会への報告という部分についてはどのように考えておられるのかお伺いさせてください。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 お答えいたします。まず懲戒処分の方はどこから公開するのかというところだと思うんですけども、そちらについては懲戒処分の基準というのがございまして、懲戒処分の基準については戒告以上が公表の基準に該当しております。それ以前の訓告まで嚴重注意とか訓告といったものについては公開の基準に該当していませんので、そちらまでについては公開をしていないという状況でございます。

佐藤卓也議長 １８番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 公表の方針については理解いたしました。聞き漏らしていたら大変申し訳ないのですが、懲戒処分の基準についてもよろしいでしょうか。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 お答えいたします。明らかにハラスメントと該当したものについてはほとんどが懲戒処分というふうになっておりますけれども、その中で例えば軽重がございます。このぐらいのものであれば嚴重注意で良いのではないかと、もしくは訓告で良いのではないかとという判断について理事会の方で判断をいただいて我々の方に指示が来るという形になっております。ハラスメントというと全て処分を受ける、あの懲戒処分要するに戒告以上になるかといいますと、そこはやはり一旦クッションがあるというところでございます。

佐藤卓也議長 １８番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 ある程度基準というかベースがあって最終的には理事会で決定されるということで承知いたしました。あと基本的にはそういう決まったことに対して議会への報告というところについてはどのように整理されているでしょうか。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 基本的には戒告以上のものについては全て公表いたしておりますし、それ以外のことについても以前メール等で送信した経緯があるかと思いますがあのような形で情報提供を行うことはあり得ると思います。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 分かりました、ありがとうございます。戒告以上については公表ということで、それ以外については以前いただいたようなメールのような形で情報をいただくということですね。これまで色々フロー図について確認してきたんですけども、こちらについては消防本部だけではなく事務局というか行政職についても全て同じということで、同じ認識ということで考えてよろしいでしょうか。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 ハラスメント全体につきまして、パワーハラスメント以外のハラスメントについて事務局職員も同じフロー図で対応となります。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 分かりました。消防本部だけでなく全職員に対して、そのような整理、理解で進んでいくということで確認いたしました。最後になりますけれどもフロー図の中で前回の質問でも、今回の質問のちょっとご提案というかあるんですけども、苦情相談窓口、苦情処理委員会という苦情という表現について違和感を覚えておまして、個人の受け止め方の問題だというふうに言われればそれまでなのかもしれないんですけども、相談する側からすると自分自身が相談したことが苦情というふうに受け止められているんじゃないかというふうに感じてしまうんじゃないかなというところをこのフロー図を見ていて感じまして、そういったところがこう相談し易さを下げるというか心理的なハードルになる可能性もあるんじゃないかなと思っております。目的としてはやはり働きやすい職場の環境を作るというふうなところだと思うので、この表現については見直す必要があるんじゃないかなと考えるんですけども、こちらについてはどのように感じていますか。

佐藤卓也議長 結城消防次長。

結城修悦消防次長 こちらですがこの表現については全国大体どこでも苦情相談窓口という窓口の名前になっているのが一般的なので、そちらを流用させていただいたところでは。それが例えば不安に繋がらないように丁寧に説明を加えて参りたいと思います。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

佐藤啓太議員 ありがとうございます。全国一般的な表現ということでその点について承知いたしました。ちょっとこう見たときに苦情というふうなところで、違和感を

感じたのでご提案させていただきました。色々今回運用について確認させていただきましたが、まずは相談者が相談しやすいようにそして、相談者だけでなく公平公正な判断ができるような体制づくりというものが働きやすさに繋がっていくものだと思いますので、やはり色々なケースがあってケースバイケースの部分もあると思うんですけれども、全ての職員が安心して働ける環境を是非構築していただくことをこれからも期待して質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

佐藤卓也議長 以上をもちまして、一般質問を終わります。ただ今から10分間休憩いたします。

(休憩中)

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。日程第5、議案第3号、令和7年度最上広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。山科理事長。

山科朝則理事長 議案第3号、令和7年度最上広域市町村圏事務組合一般会計補正予算についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出ともに増減はなく、第1条において繰越明許費を設定するものであります。内容といたしましては、山形県が事業主体である衛星通信システム更新工事が繰越施工となることに合わせ、本組合の工事負担金に係る予算959万7千円を、令和8年度に繰越すものであります。以上、ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただ今説明のありました、議案第3号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第3号については、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号、令和8年度最上広域市町村圏事務組合一般会計予算及び日程第7、議案第5号、令和8年度最上広域市町村圏事務組合最上広域ふるさと市町村圏事業特別会計予算の議案第2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号の議案の2件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。山科理事長。

山科朝則理事長 議案第4号、令和8年度最上広域市町村圏事務組合一般会計予算並びに、議案第5号、令和8年度最上広域市町村圏事務組合最上広域ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてご説明申し上げます。初めに、議案第4号の一般会計予算であります。予算総額は32億8,900万円で、7年度当初予算と比較いたしますと、22億9,200万円の大幅な減額となりました。主な減額の要因といたしましては、消防庁舎建設整備事業の完了に伴い投資的経費が約25億円、消防施設整備基金積立金が約6千万円、それぞれ減額となったことなどによるものであります。

8年度の主要事業及び費用につきましては、ゆめりあの指定管理業務委託として6,091万円、エコプラザもがみのダイオキシン発生抑制装置更新工事、1億2,768万8千円、リサイクルプラザもがみに係るごみ処理基本計画策定業務委託、850万3千円、もがみクリーンセンターの包括運転管理業務委託、3億1,263万4千円、旧消防庁舎の一部解体工事に係る設計業務委託198万円、理科教育事業、2,667万2千円、天文教育事業、384万8千円などであります。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計であります。予算総額は1,123万5千円で、事業費、事業内容ともに令和7年度と同様の計画とし、少年少女沖縄交流事業や沖縄市産業まつりへの派遣、もがみ大産業まつり実行委員会への負担金などを計上したところであります。令和8年度の当初予算につきましては、令和6年7月に着工した新消防庁舎の建設が無事完了したものの、今後も五ヵ年の財政計画に沿って年度ごとの事業費の平準化を図るとともに、構成市町村の分担金をできる限り抑制する視点に立って、編成したところであります。一般会計の詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 佐藤事務局長。

佐藤和弥事務局長 それでは別冊の令和8年度一般会計及び特別会計予算書の1ページをお開きください。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額はただ今理事長からありましたとおり、32億8,900万円と定め第2条債務負担行為は自治法第214条の規定により設定するもので、具体的には4ページお開きください。第2表といたしまして、エコプラザもがみダイオキシン発生抑制装置更新工事並びに、もがみクリーンセンター包括運転管理業務委託の2項目につきまして、債務負担行為を設定するもので期間限度額については記載のとおりであります。5ページから予算に関する説明書になります。5ページは総括になりますけれども、歳入歳出予算の款ごとの前年度対比などを記載しております。総額ではこれも先程ありましたとおり、22億9,200万円の大幅な減額となりました。歳入歳出予算の款項目順に特徴点をご説明いたします。

歳入につきましては6ページから11ページになります。6ページから次のページにかかりますけれども、1款分担金につきましては、捲っていただきまして合計では、8ページの下の方になります。31億2,563万6千円、対前年度9,520万円程の減額であります。2月の議員懇談会の際もご説明いたしましたとおり、交付税措置の方が2,600万円程増額の見込みですので、構成市町村の純粋な分担金につきましては、1億2,150万円程の減額となります。

9ページお願いいたします。上段の2款使用料及び手数料のうち2項の手数料につきましては合計で、1億2,026万5千円、前年度対比で250万円の減としております。要因といたしましては、2目の衛生手数料でへい獣、ごみ処理の搬入量の減少を見込んだことによるものであります。

一番下の5款繰入金につきましては、2目の消防施設整備基金、これは新消防庁舎の建設が完了したことから、約3億円の減。次のページお願いいたします。

10ページの方のふるさと市町村圏基金、こちらも5億円の減。次のページ、11ページにいていただいて、一番最後の8款組合債についても皆減となります。

続きまして歳出に移ります。歳出につきましては、12ページから24ページになります。初めに12ページから2款1項1目の一般管理費につきましては、1億6,388万9千円、前年度から約2,500万円の増であります。主な要因といたしましては、職員人件費の増などによるものであります。次に、捲っていただきまして、14ページ下段からの2目、広域交流センター費につきましては、1億382万8千円で対前年度150万円程の減であります。主な内容といたしましては、12節ゆめりあの指定管理業務委託料に6,091万円、18節ゆめりあ魅力創造事業実行委員会負担金に100万円を計上しております。

15ページ中程に移りますけれども、3目の財政管理費、対前年度6千万円程の減でありまして、要因といたしましては、新消防庁舎建設の財源として参りました消防施設整備基金の積立完了によるものであります。27節には特別会計であるふるさと市町村圏事業の財源といたしまして、地域振興基金822万2千円の繰出金を計上しております。

16ページお開きください。3款に入りまして衛生費です。3款1項1目のへい獣保冷库管理費、これは1,540万9千円、対前年度390万円程の増で、要因といたしましては10節において施設の屋根、外壁の塗装、室内機の交換などを行う修繕料の増によるものであります。下段からは衛生3施設に係る2項清掃費であります。1目のエコプラザもがみ費は9億468万2千円、対前年度約3,770万円の増で、前年度に計上いたしました高圧受配電設備更新の完了により、約9千万円の減額はあるものの、14節に記載のダイオキシン発生抑制装置更新工事、これに1億2,768万8千円を計画をしたため、目のトータルでは増額となりました。

17ページお願いいたします。2目のリサイクルプラザもがみ費、予算額2億2,

826万8千円で、対前年度1,040万円程の増です。新たに12節にリサイクルプラザ本体の外壁等修繕実施設計業務委託料500万円と、ごみ処理基本計画策定業務委託料850万3千円を計上いたしました。次に、3目のものがみクリーンセンター費は予算3億9,286万円、前年度から4,800万円程の増で、要因といたしましては、12節の包括運転管理業務委託料の増によるものなどであります。包括運転管理の業務委託については7年度で終了することから、8年度以降もこれまでと同様に10年間の契約として、毎年同額となる3億1,263万4千円を計上いたしました。

次に、18ページお願いいたします。中段から消防費になります。4款1項1目消防費の予算額については12億1,020万3千円、対前年度5,540万円程の増です。主な要因といたしましては、通信指令装置の更新に伴い、令和8年度は保守点検委託料が不要となったものの、職員人件費及び光熱水費の増により、目のトータルでは増額となったものであります。

21ページをお開きください。2目の消防施設整備事業費、予算額は660万円、対前年度約24億9千万円の大幅な減であります。主な要因といたしましては、新消防庁舎の完成によるものなどであります。事業といたしまして、新たに旧消防施設の一部解体に係る設計業務委託198万円及び救命ボートの更新462万円を計画いたしました。

22ページお開きください。教育費です。5款1項2目の教育研究センター費は、予算4,636万円、対前年度約360万円の増で、要因といたしましては、職員人件費の増によるものなどであります。主な事業といたしまして、先程理事長からもありましたとおり、理科教育事業費、これは人件費込みで2,667万2千円、それとプラネタリウム天文教育事業費が384万8千円となっております。

最後に24ページをお開きください。公債費になります。元金、利子合せまして計2億387万5千円、対前年度7,840万円程の増であります。要因といたしましては、新消防庁舎の建設に係る起債償還が本格的に始まることによるものなどであります。以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 ただ今説明のありました、議案の審議に入ります。初めに、議案第4号、令和8年度最上広域市町村圏事務組合一般会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 3点お伺いいたします。12ページの2款1項1目一般管理費の給料の一般職から共済費まで含めてなんですが、今、公募で事務局長の方を募集してるかと思うんですが、こちらについてはこの予算にもう含まれているのかどうか1点お伺いいたします。次に、2款1項1目の報償費についてですが、有識者謝金とありますが、こちらの内訳についてお伺いいたします。3点目が、26ページの給与費明細書の総括から28ページまで跨るんですが、職員数について伺います。比較で前年度に比べて、職員、会計年度になるんですかね、1名ずつ増加しております

が、こちらの増要因についてお伺いします。以上、3点についてお願いします。
佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 1点目の事務局長の給料の部分、人件費につきましては、12ページの2節、3節、4節の方に含まれております。有識者謝金につきましては顧問弁護士謝金といたしまして66万円、有識者謝金のハラスメント外部相談窓口対応謝金として15万円の以上81万円となっております。もう1点、人数の部分になります。26ページですね、本年度分が134人、前年度が133人の内訳になりますが、こちらにつきましては、本年度、事務局職員11名、消防職員121名、教育研究センター2名、前年度が、職員数、事務局が11、消防120、教育センター2名ですので、積算といたしまして消防職員の分が1名増えているという内訳になっております。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 3点伺いました。事務局長については既にこちらに織り込み済みだということで承知いたしました。2つ目の有識者謝金についてですが、顧問弁護士として66万円と、外部窓口の謝金15万円ということで2種類入っているというような整理でよろしいですね。そうすると基本的に、この有識者というのは弁護士さんが該当になるというふうな整理でいいのかということと、あと一般的に、この広域事務組合でそういう顧問契約をしている例というのは他にあったりするのか、分かる範囲でいいんですが、お伺いいたします。それと、26ページの比較で、会計年度については増要因は何か新規事業か、それとも何か不足する職員の補充というか、そういったところがあるのか、会計年度についてもう1度お聞かせください。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 1点目の有識者の謝金の部分につきましては、現在、有識者謝金の66万円の方は弁護士さんの顧問契約になっております。もう1点の外部相談窓口につきましては、先程の質問でもありましたとおり、外部の相談の相談員ということでしておりますので、そちらの方は弁護士ではございません。もう1点、一般職の会計年度職員の1名増の要因になりますけれども、こちらにつきましては、危機管理担当ということで消防本部の方に1名増となっております。

佐藤卓也議長 18番、鈴木啓太議員。

鈴木啓太議員 職員数については消防の方で1、会計年度の増ということで、消防でお2人増加されるということで承知いたしました。有識者の方についても弁護士さんが、その顧問料で、外部相談窓口としてなので、判断する方での部分ではなくて、窓口の方ということで。承知いたしました。私の質問は以上で終わります。

佐藤卓也議長 他にありませんか。5番、荒木三智郎議員。

荒木三智郎議員 16ページ、3款2項1目14節になりますが、例のエコプラザもがみのダイオキシン発生抑制装置でありますけれども、説明は前回受けました。その中で、

2基稼働されている中で、これをどのようにして修理を進めていくのか、初めに内容を教えてください。

佐藤卓也議長 渡邊業務課課長補佐。

渡邊充広業務課課長補佐 それでは、今のご質問にお答えさせていただきます。このダイオキシン発生抑制装置といいますのは、ごみを燃やしたときに出る排ガスを処理するための設備でございまして、ダイオキシンの発生を抑制するとともに熱交換をして、温められた空気をロードヒーティングの方に使用させていただいている設備になります。この設備につきましては、耐用年数が約10年ということで、前回、平成27年、28年と2年間で1基ずつ更新の方をさせていただきましたが、現在その設備の中の伝熱管という管が108本から132本入っているんですけども、長年の使用により灰が少しずつ固着しまして、閉塞だったり、管の破れがあったりして、焼却をうまく、通常どおりできないような状況になってきているものですから、来年度、再来年度と2年間で設備の方を更新させていただきたいという内容でございます。

佐藤卓也議長 5番、荒木三智郎議員。

荒木三智郎議員 分かりました。これは、稼働は止めないで、このまま稼働し続けながら交換をするというふうに理解してよろしいですか。

佐藤卓也議長 渡邊業務課課長補佐。

渡邊充広業務課課長補佐 この設備につきましては、更新時は焼却の方を止めて更新をさせていただきます。焼却炉は2基ありますので、1基ずつ止めて更新をさせていただきます。

佐藤卓也議長 5番、荒木三智郎議員。

荒木三智郎議員 分かりました。2基稼働、たぶん1基ずつということになるんでしょうけども、それで新庄・最上8市町村の、実際今受けている量の焼却には何ら障害がないということで、当然1基ずつ進めていくというふうに理解しますが、それでよろしいですか。

佐藤卓也議長 渡邊業務課課長補佐。

渡邊充広業務課課長補佐 そのご理解で大丈夫です。

佐藤卓也議長 外に質疑ありませんか。6番、小嶋富弥議員。

小嶋富弥議員 新しいところの議会に参加して質問できることを大変光栄に思っております。理事長の方からも、新しい器でやるからというような意味でお話ありましたので、そのつもりで質問させていただきます。2点お願いします。12ページの総務費の給料なんですけども、先程、鈴木議員からも局長の給料が入ってるというふうなことで、この広域の事務局長、任期付き職員の募集なんですけども、まずどういった形で、新聞で公募するというふうなことを知りました。それで、どういうふうな形で広く公募をした経過をお尋ねしたいと思います。あともう1点、主要事業の6番、7番の教育研究センターについてお伺いいたします。非常にこの教育という

のはやはり地域の子ども達は宝ですので、毎年子ども達の学習学力テストがございます。その中で、夏頃発表なるんですけども、残念ながら我が地方は、理科は県平均より良いか悪いかくらいの結果だと思いますけども、残念ながら数学、算数、国語はなかなか県平均のレベルまでいってないというような、ずっと結果だったんですね。私もその辺心配で当初の議会の中で何とかもう少し力を入れていただきたいなというようなことを申し上げましたけども、その中でこの理科がいいというのはこの、センターの力が非常に大きいと、いつも答弁いただいてましたので、そこでやはりもう少しこの国語、算数の方にも、できればですよ、できればそういった先生方も研修する場所、また子ども達もプラネタリウムとか、色んな学んでくるというようなことで、その辺のことをレベルアップを図るために、そういった力を入れていただくことができなかったのかな、どうしてかなというようなことをまずお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 1点目の任期付きの事務局長職の選考試験につきまして、ご説明申し上げます。広域のホームページの方で2月26日に周知いたしまして、翌日の27日から3月11日までの受付期間とさせていただいております。受付終了後に選考となりますけれども、中旬に面接試験をさせていただきまして、最終決定はまだなっておりませんけれども、理事会の方で決定される予定となっております。

佐藤卓也議長 高橋教育研究センター所長。

高橋研教育研究センター所長 現在の教育研究センターの事業内容について申し上げたいと思います。算数・数学のことにつきましては、令和6年度をもって9年間の事業を終えております。現在は、その9年間の積み重ねの検証の時期でもあるのかなというふうに思っております。また同時に県全体の学力、学習状況調査の結果を受けて、県教育委員会として、その向上に向けての施策も出しておりますので、そういう点とも連携しながら、または中身を見ながら今後検証していくのかなというふうに現在は思っているところであります。その他の国語につきましては、教育研究センターは平成18年に理科教育に特化したというふうなところもありますので、現在は算数・数学、そして理科を中心に研修、学力の向上に向けての、指導力向上に向けての研修等を実施しているところであります。毎年、8市町村の小学校、中学校の教頭先生もしくは校長先生からお集りをいただきまして、児童生徒の実態を聞きながら、どう教育研究センターに反映していくかという検討委員会というのも開催しております。それを受けて、8市町村の教育長さん方で組織された運営委員会を経て次年度以降の運営について方向性を見出しておりますので、そういう点でまた考えていく機会があるのかなというふうに思っているところでございます。現在といたしましては、そのようなところでございます。

佐藤卓也議長 6番、小嶋富弥議員。

小嶋富弥議員 事務局長の件に関しては、今ここでは発表できなくて明日というふうなこ

とは分かりましたけども、どのくらいの手を挙げて応募なさった方は、どのくらいの人数の方がいらっしゃったかなというようなことでお聞きしたいと思います。あと、教育センターの件は研究するというようなことでなかなか大変だと、また、財政の面でも各、人口減の中で負担金の問題も出てくるというようなことも懸念されるかもしれませんが、やはりこの地域の子ども達に投資をしていただいて、人材教育というのは大変財産だと思うんですね。かつては小泉総理が声高らかに、米百俵の精神というようなことで話題を提供しました。幕臣戦争で長岡藩がやられて、小林虎三郎さんが米百俵を賜ったときに、分けて食べればそれで終わりだと、尚且つ、国を興すのも町が栄えるのもことごとく人にあるというようなことで、食えないからこそ学校を建てて人材を育成するんだというようなことが非常に当時話題になりました。私もこの精神で子ども達のために、この広域市町村圏の底力からというか組織力を、まとまった力を発揮してもらいたいと思う訳でありますので、その辺を踏まえながら1つご検討をなさっていただいてもらいたいと思いますけども、この広域の応募の方をお願いしたいと思います。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 1点目の任期付きの募集に関しましては、2名の方から応募いただいております。

佐藤卓也議長 高橋教育研究センター所長。

高橋研教育研究センター所長 先程申し上げました検討委員会、そして運営委員会のご意見を賜りながら、今後の方向性について考えて参りたいと思います。どうもありがとうございます。

佐藤卓也議長 他に質疑ありませんか。4番、奥山謙三議員。

奥山謙三議員 広域議員になって初めての質問でありますので、少し緊張しておりますけども、よろしくお願いいたします。予算書の9ページ、衛生手数料であります。説明によりますと、管理料等が減って来ているというような回答のようでありますけども、各市町村においては、ごみの減量化、更にはリサイクルの向上というようなことで色々な政策を行っていると思いますが、最上広域の組合としてどういうふうな、このごみの減量化、そしてまたリサイクル率の向上に向けた対策を行っているのかということが第1点であります。もう1点が、15ページであります。4の看護師確保対策費、前年から見ますと180万円の減で、令和8年度においては10万円というふうな予算であります。前年が、私初めてなものですから、実際どういうふうな事業を行っていたのが、今回なくなって10万円になったのか、更には令和8年度において、10万の予算でどういうふうな事業を行うかお聞きしたいと思います。

佐藤卓也議長 渡邊業務課課長補佐。

渡邊充広業務課課長補佐 それでは、まず1つ目の最上広域のリサイクルについてお答えさせていただきたいと思います。最上広域のごみ処理場においては、可燃物処理施

設のエコプラザもがみでは、段ボールや新聞、雑誌の無料回収を行っております。
また、不燃物の処理施設でありますリサイクルプラザもがみにおいては、小型家電といわれるパソコンだったり携帯電話だったり、そういった基盤の付いてるものを無料で回収させていただいております。1つ言い忘れましたが、エコプラザもがみ、可燃物処理施設の方では、羽毛布団の回収を令和6年度からさせていただいております、その布団を売却させていただいております。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 2点目の看護師養成の部分の事業になります。新規募集につきましては、令和2年度で終了しておりますけれども、こちらにつきましては、資金の貸し付けを行った方が、看護関係ですけれども、地元に戻って看護師さんをしていただいた場合に免除するという制度になっております。昨年度、免除対象者の方いらっしゃいましたので、令和7年度につきましては、そちらの金額で当初予算とさせていただきましてけれども、今年度はその免除対象者の方いらっしゃらないということで、今年度は事務費の10万円だけ予算を確保させていただいております。

佐藤卓也議長 4番、奥山謙三議員。

奥山謙三議員 ありがとうございます。ごみの減量化については、人口が減っているけども、なかなかごみの量が減っていかないというのが現実なのかなというふうに思っているところであります。せっかく最上広域全体でごみ焼却等を対応しているというようなことを考えていけば、やはり組合でもっともっと力を入れてやっていくべきじゃないかなというふうに思っております。特に、四国地方ではもう80%以上がごみの少量化に対応しているというふうな行政等もありますので、そういうところも参考にしながら、ごみの減量化を図っていただきたいというふうに思います。あと、看護師につきましては、今後そういうふうな対象者が出てくる可能性があるというふうな理解でよろしいでしょうか。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 今現在この制度を利用された方で、最上管内の方に2名の方まだいらっしゃいます。令和9年度に金山町さん出身で真室川町さんの方で今お勤めされてる方が、これから免除対象になる見込みとしております。

佐藤卓也議長 他に質疑ありませんか。17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 17番坂本です。15ページの2款1目2項の広域交流センターゆめりあの費用のところの、負担金補助及び交付金18のゆめりあ魅力創造事業実行委員会負担金というところ。こちら鉄道ギャラリーも入っているというところで、主要事業にも書いているんですけども、昨年までの実績と今年度どのようなものをしていくのかという予定のところを教えてくださいと思います。舟形町さんのジオラマが完成したということで、私の認識の中では鉄道ギャラリーは完成したというところを認識していましたので、それがどのように発展していくのかなというところでお聞きします。あとこの負担金ということで、実行委員会形

式なんですけれども、実行委員会形式であっても事務局はこちらの広域でやってらっしゃるのかなと思っているんですけれども、基本的には実行委員会形式であってもほぼ直営のような気もしますし、職員の負担といたしますかそういうものに結びついていないかなという懸念もありましたので、直轄事業としていいのかどうかという、直轄というか事務局がどこになっているのかというところで2点ご質問いたします。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 1点目の鉄道ギャラリーの部分につきましては、今年度で舟形町さんのジオラマの方完成いたしまして、全ての8市町村のジオラマが揃いましたので、なお魅力の方を発信してゆめりあの交流の拡大に繋げていきたいと考えております。ゆめりあ魅力創造事業の部分につきましては、負担金100万円ということでこれまでも教育研究センターのゆめりあ科学館ですとか、ゆめりあーと、天体観測とか、イルミネーション等開催しておりますので、こちらの方は引き続きさせていただいてゆめりあの魅力創造の部分に繋げていきたいと考えております。事務局には、最上広域も入っております、この企画イベントの際には職員の方も関わらせていただいております。

佐藤卓也議長 17番、坂本健太郎議員。

坂本健太郎議員 鉄道ギャラリーにつきましては、何年か越しに全て完成したということでこれから魅力を発信していくということでした。あと魅力創造事業についてはイルミネーションなり、様々なことでゆめりあの魅力を作っていくって発信していくというその内容承知しました。負担金ということで実行委員形式となっているんですけれども、業務管理というか指定管理をしていますので、ここまで鉄道ギャラリーが完成するまではこの事業でもっていてもいいのかなとは思っているんですけれども、完成してしまつてあと魅力を発信するという段階になったら、それは指定管理業務の中に組み込んで、何て言いましょうか、業務を外に出して指定管理があるんだつたらそこにお任せするという方法もあるのではないかなと考えるんですがその辺の検討とかされたんでしょうか。これからしていくのかどのようなお考えなのかお聞かせください。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 ゆめりあにつきましては指定管理で、民間の活力を活かしながらゆめりあの魅力の方を発信しておりますので、民間の活力の方を最大限活かせるような形でもっていききたいと考えております。

佐藤卓也議長 他に質疑ありませんか。

(沈黙)

佐藤卓也議長 他に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

佐藤卓也議長 次に議案第5号、令和8年度最上広域市町村圏事務組合最上広域ふるさと市町村圏事業特別会計予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第5号原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議案第6号、最上広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。山科理事長。

山科朝則理事長 議案第6号、最上広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。本案は、教育委員会委員5名のうち1名の方が、令和8年3月31日で任期満了となることから、新たに任命するにあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため、提案するものであります。この度任命しようとする方は、最上町教育委員会教育委員の大場かおりさんで、任期は令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となります。略歴につきましては参考資料に記載しておりますので、ご参照いただき、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただ今説明のありました、議案第6号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案6号はこれに同意す

ることに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第6号は、これに同意することに決しました。

日程第9、議案7号、最上広域市町村圏事務組合分担金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第12号、最上広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第12号までの6件を一括議題とすることに決しました。提出者の説明を求めます。山科理事長。

山科朝則理事長 議案第7号、最上広域市町村圏事務組合分担金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。本件は、令和7年度末で緊急通報システム事業に加入している全ての町村が脱退し本事業を終了するため、消防費分担金のうち、緊急通報システムに関する条文を削除するものであります。

議案第8号、最上広域市町村圏事務組合課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組合規約の変更に伴い、組合事務局の分掌事務から総合開発センターに関すること及び広域医療システムに関することの文言を削除するものであります。議案第9号、最上広域市町村圏事務組合総合開発センター設置条例を廃止する条例の制定につきましては、組合規約の変更に伴い、本条例を廃止するものであります。議案第10号、最上広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員が取得できる産前産後休暇について、産前休暇を取得できる期間を6週間から8週間に拡充し、また産前休暇の残余日数を、10週間を上限に産後休暇へ加えることができるよう改正し、職場環境の整備を促進するものであります。議案第11号、最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、山形県人事委員会勧告等を勘案し、職員が自動車などで通勤する際に有料駐車場を利用する場合、月額5,000円を上限に支給する等、通勤手当の改正を行うものであります。議案第12号、最上広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に関する規定を追加するなどの改正を行うものであります。以上、ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただ今説明のありました、議案の審議に入ります。初めに、議案第7号、最上広域市町村圏事務組合分担金条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、小嶋富弥議員。

小嶋富弥議員 分担金の件についてお伺いします。平等割25人口割75、これは消防費分担金として2段にありますけれども、これ町村によってなぜ100%の町村と、人

口割についてですよ、市町村によって％違うのは何の根拠で示されているのでしょうか。ちょっと私も本来は平等であって然りかなと思うのだけれども、根拠がある訳ですので、このパーセンテージが違ってくるのは、この根拠をまずお聞きしたいと思います。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 こちらの消防費の分担金につきましては、人口割の部分につきましては支署の統合の際に、このような形の割合になったということとなっております。

佐藤卓也議長 6番、小嶋富弥議員。

小嶋富弥議員 そうしますと、受益者負担的な要素があって、その恩恵というかそこは少なくなるというような根拠なんではないかな。分署によって違うというようなことは、前は8署体制だったと思うんだけど、色々事情あって今の6署体制になった訳ですけども、そういうのも根拠、理由として捉えて良いんでしょうか。

佐藤卓也議長 叶内総務課長。

叶内敏彦総務課長 こちらの分担金につきまして、統合した町村さんにおいて150％の配分で真室川町さんが85に対しまして、鮭川さんが65％、舟形町さんと大蔵村さんは150％、75％ずつというふうに分担金の方で決めさせていただいております。

佐藤卓也議長 6番、小嶋富弥議員。

小嶋富弥議員 これが良いとか悪いかということではなくて、ちょっと納得できない、どういう根拠なのかなということを知りたいもんですから、分かればお聞きしたい、せっかくの機会ですからお聞きした訳でありますのでもう少しこう、詳しく納得するようなお話しいただきたいなと思うんです。

佐藤卓也議長 佐藤事務局長。

佐藤和弥事務局長 まず大蔵さんと舟形町さんのほぼ中間地点に統合した支署を建てました。それで50対50ということで同じパーセンテージに設定をしたと、それと真室川と鮭川の統合にあたりましては、真室川町に設置したんです。ですので50対50ではなくて、真室川町の分担金割合を高くしたという結果がございます。決定につきましては条例でありますので、条例で提案をして可決をいただいていると、それ以前にももちろん理事会で色々協議をしながら進めてきたというふうにお聞きしております。

佐藤卓也議長 他に質疑ありませんか。

(沈黙)

佐藤卓也議長 他に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第8号、最上広域市町村圏事務組合課設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第9号、最上広域市町村圏事務組合総合開発センター設置条例を廃止する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第10号、最上広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第10号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。次に日程第13、議案第11号、最上広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第11号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。次に日程第14、議案第12号、最上広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ただ今のところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって討論を終結し、直ちに採決したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤卓也議長 ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

佐藤卓也議長 全員賛成です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。
ここで理事長よりご挨拶があります。山科理事長。

山科朝則理事長 3月定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。ご提案いた

しました全ての案件に対しまして、ご承認ご可決を賜りましたこと誠にありがとうございます。特に令和8年度当初予算につきましては、速やかな執行に努めて参りますのでよろしくお願いいたします。本組合の事務事業は、消防や救急の業務及び衛生施設の運営による地域住民の安全・安心の確保、ゆめりあを活用した賑わいの創出、教育研究センターによる教育水準の向上等、広域行政を推進するにあたり、大変重要なものであります。今後も更なる発展を目指し、構成市町村と緊密に連携をしながら取り組んで参ります。引き続き議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、3月定例会閉会にあたり私からのお礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

佐藤卓也議長 以上をもちまして、令和8年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。大変お疲れ様でした。